

低圧需要側の新增設申込みについて

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

第3.1版
2023年4月



～ 更新履歴 ～



版	更新日	更新内容	備考
1.1	2018年5月	・ 新規作成（「低圧需要側の各種申込みについて」として作成）	
2.0	2021年12月	・ 本資料のフォーマット変更 ・ 低圧需要側における託送異動申込みについての記載を分割※ ※ 別資料として掲載。 ・ 2020年4月、「Web申込システム」導入による申込方法の更新 ・ 注意事項の更新 ・ 申込方法変更に伴う必要資料の更新（参考資料スライド）	
3.0	2023年2月	・ 必要資料の更新（参考資料3、参考資料5の差し替え）	
3.1	2023年4月	・ 新增設申込みにおける注意事項の一部改訂 ・ 必要資料・リンク先の一部改訂	



1-1. 新增設申込受付の流れについて	P.3
1-2. 新增設申込受付の流れについて	P.4
2-1. 新增設申込みにおける申込種別について（入力項目・添付資料・新設申込み）	P.5
2-2. 新增設申込みにおける申込種別について（契約変更・設備変更申込み）	P.6
2-3. 新增設申込みにおける申込種別について（撤去・接続送電サービスの変更・電圧変更申込み）	P.7
2-4. 新增設申込みにおける申込種別について（定額従量相互の変更・契約合併・契約分割申込み）	P.8
3-1. 新增設申込みにおける注意事項（託送申込み前）	P.9
3-2. 新增設申込みにおける注意事項（集合住宅申込み）	P.10
3-3. 新增設申込みにおける注意事項（電圧種変・計器付き・実量契約）	P.11
3-4. 新增設申込みにおける注意事項（電子ブレーカー・複数計量）	P.12
3-5. 新增設申込みにおける注意事項（負荷設備内訳）	P.13
3-6. 新增設申込みにおける注意事項（電気工事店情報・委託工事）	P.14
3-7. 新增設申込みにおける注意事項（有償工事・特例需要場所）	P.15
3-8. 新增設申込みにおける注意事項（逆潮流が発生しない申込み）	P.16
3-9. 新增設申込みにおける注意事項（内線工事なしの申込み）	P.17
3-10. 新增設申込みにおける注意事項（内線工事なしの申込み）	P.18
4-1. 本資料に関する問い合わせ先（小売電気事業者さま）	P.19
4-2. 本資料に関する問い合わせ先（電気工事店さま）	P.20
参考資料1：申込内容別の提出書類について	P.21
参考資料2：集合住宅容量・件数一覧	P.22
参考資料3：組合せ計器（低圧変流器）取付状況確認票	P.23
参考資料4：引込線・計器工事設計書	P.24
参考資料5：特例区域等および需要場所間の電力融通に適用に関する確認書	P.25
参考1：接続送電サービス	P.27
参考2：契約決定方式	P.28
参考3：各接続送電サービスにおける契約決定方式	P.29

1-1. 新增設申込受付の流れについて 1/2



- 新增設申込み（スイッチング支援システムを介さない申込み）における、送電までの標準的な流れは以下のとおりです。

供給事前協議 (必要に応じて)



接続供給契約申込



設計・用地交渉



工事費負担金等のお支払 (有償工事の場合)



- ・ 必要に応じて、供給エリア事業所と供給事前協議を行います。
- ・ ここでは、供給方法や配電設備の改修工事等について協議いたします。
- ・ 事前協議は従来どおり電気工事店さま需要者さまが行うことも可能です。

- ・ 小売電気事業者さまより、「**Web申込システム**」よりお申込みください。
(お早めの申込みをお願いいたします。)

- ・ 弊社供給設備の工事内容を設計いたします。工事規模が小さく簡易な設計で済むものを除き、通常は1週間～2ヶ月程度の日数をいただいております。
- ・ 弊社供給設備の工事に際して用地交渉が必要な場合は設計完了後に実施いたします。用地交渉には数週間～半年程度の日数をいただいております。

- ・ 工事費負担金を申し受ける場合は、原則として設計完了後に金額を採算し、小売電気事業者さまへご請求いたします。工事日程は入金後に調整いたしますので、お早めのご入金をお願いいたします。
- ・ お支払い方法が「請求書」の場合、お支払い後「**Web申込システム**」より入金連絡をお願いいたします。

1-2. 新增設申込受付の流れについて 2/2



- 新增設申込み（スイッチング支援システムを介さない申込み）における、送電までの標準的な流れは以下のとおりです。



工事日程調整

- ・ 電気工事店さま等と供給エリア事業所にて、工事・調査の日程を調整いたします。
- ・ 工事・調査手配から工事・調査まで、工事規模に応じて1週間～数ヶ月程度の日数をいただいております。



工事・調査

- ・ 工事・調査にお伺いいたします。
- ・ 調査日につきましては、「**Web申込システム**」よりご確認ください（現地の状況（建築進捗状況等）で調査日に変更となる場合は最新の情報をご確認ください）。



供給開始

- ・ 「新設」「契約変更(増設)」は、原則として調査日を供給開始日または契約容量の変更日といたします。
- ・ 「契約変更(減設)」は、原則として内線落成日（屋内配線工事完了（予定）日）を契約容量の変更日といたします（ただし、受付日より前に内線工事が完了している場合は、原則として受付日を契約容量の変更日といたします）。



工事費負担金等の清算 (有償工事の場合)

- ・ 設計内容と実際の工事内容に変更が生じ、お支払いいただいた工事費負担金に過不足が発生した場合は、清算を行います。

2-1. 新增設申込みににおける申込種別について



① 申込み時の入力項目・添付資料について

- 新增設申込みに必要な提出書類、項目については【参考資料 1】（p21：申込内容別の提出書類について）のとおりとなります。
- 必要な資料が揃っていない場合や、必須項目の入力がない場合は、原則として「**Web申込システム**」またはメールにて理由を明記したうえでご返却させていただきます。
- ご返却理由を確認のうえ、再度お申込みください。

② 新設の申込みについて

- 業種が判明しているものは適切な業種を選択のうえお申込みください。
 - ※ お申込みの業種より弊社設備を構築いたします。業種が適切でない場合、機器故障や配電線事故等が発生する恐れがありますので、適切な業種でのお申込みをお願いいたします。
- 集合住宅の申込みについては、2020年10月より「一括申込み」機能を追加しております。
 - ※ 接続送電サービスは「電灯標準・電灯時間帯別接続送電サービス」が対象となります。
 - ※ 共用設備等に「電灯定額または動力標準接続送電サービス」をご希望される場合は、従来どおりお申込みください。
- 集合住宅等、同一建物に対して複数件の新設申込みは、建物全体の容量等が必要となりますので、【参考資料 2】（p22：集合住宅容量・件数一覧）を「**Web申込システム**」へ添付ください。なお、**全数お申込みいただいてからの受付・設計となりますので、お早めにお申込みください。**

2-2. 新增設申込みににおける申込種別について



③ 契約変更の申込みにについて

- 内線工事の有無に関わらず、契約容量・契約決定方法の変更を希望する場合（アンペアブレーカー契約における容量変更を除く）、または主開閉器容量を変更する場合（実量制の場合を含む）等においては、小売電気事業者さまからの新增設申込みが必要となります。
- 実量制（アンペアブレーカー取付あり）から同容量のアンペアブレーカー契約（アンペアブレーカー残置）へ変更の場合は、「契約変更」にてお申込みください。
- 電灯定額接続送電サービス⇔電灯標準／時間帯接続送電サービス間での変更におきましては、**⑧定額従量相互の変更の申込みにについて**をご確認ください。

④ 設備変更の申込みにについて

- 計量器位置変更・引込位置変更等の設備変更を希望する場合、または契約容量の変更はないが主開閉器を変更した場合（実量制の場合を含む）は、小売電気事業者さまからの新增設申込みが必要となります。
- アンペアブレーカー契約において、契約容量の変更はないが、アンペアブレーカーを取り外し計量器（スマートメーター）の電流制限機能（計器SB）で設定する場合は、小売電気事業者さまからの新增設申込みが必要となります。

2-3. 新增設申込みににおける申込種別について



⑤ 撤去の申込みにについて

- 新增設申込みに関連して、弊社供給設備の取り外しが必要な場合は、小売電気事業者さまからの新增設申込みをお願いいたします。
- 「臨時接続送電サービス」の契約期間終了に伴い、弊社供給設備の取外しが必要な場合は、小売電気事業者さまからの新增設申込みをお願いいたします。
- なお、新增設にかかわらない場合には、「**スイッチング支援システム**」より申込みをお願いいたします。

⑥ 接続送電サービスの変更申込みにについて

- 接続供給契約において接続送電サービスのみを変更する場合は、小売電気事業者さまからの新增設申込みをお願いいたします。
- なお、接続送電サービスの変更と同時に契約容量・契約決定方法等を変更する場合は、「契約変更」にてお申込みください。

⑦ 電圧変更（低圧から高圧または高圧から低圧）の申込みにについて

- 低圧から高圧へ変更する場合は、「低圧から高圧への変更（低圧撤去）」にてお申込みください。
- 高圧から低圧へ変更する場合は、「高圧から低圧への変更（低圧新設）」にてお申込みください。

2-4. 新增設申込みににおける申込種別について



⑧ 定額従量相互の変更の申込みにについて

- 既設契約が定額制の場合で、従量制へ変更する場合は、既設契約については「定額－従量相互の変更（撤去）」にてお申込みが必要となり、従量制については「定額－従量相互の変更（新設）」にてお申込みください。
- 既設契約が従量制の場合で、定額制へ変更する場合は、既設契約については「定額－従量相互の変更（撤去）」にてお申込みが必要となり、定額制については「定額－従量相互の変更（新設）」にてお申込みください。

⑨ 契約合併の申込みにについて

- 集合住宅やテナントビル等において、契約を合併（複数の契約を一つの契約に合併）する場合は、「契約合併（増減設）」および「契約合併（撤去）」にてお申込みください。

⑩ 契約分割の申込みにについて

- 集合住宅やテナントビル等において、契約を分割（一つの契約を複数の契約に分割）する場合は、「契約分割（増減設）」および「契約分割（新設）」にてお申込みください。

3-1. 新增設申込みににおける注意事項（託送申込み前）



■ 以下の点にご注意のうえお申込みください。

● 申込前の供給事前協議について

- 設計や工事をスムーズに行うため、以下のお申込みについては、供給エリア事業所への供給事前協議をお願いいたします。

例：地中供給，集合住宅，大規模宅地造成等

- 供給事前協議は、従来どおり電気工事店さま・需要者さまにて供給エリア事業所と行うことが可能です。
- 供給事前協議のお申込みは、「**供給事前協議申込WEB受付サービス**」にてお願いいたします。

● 送電までの日数について

- 以下の場合について、送電完了までに日数を要しますので、お早めにお申込みをお願いいたします。

例：地中供給となるもの，建柱等の用地交渉があるもの，付近の配電設備に改修が必要なものの，国道や河川・鉄道等付近の工事で事前申請が必要なもの，契約容量や供給方法の関係から引込線や計量器の準備に日数を要するもの。（1ヶ月～半年程度）。

なお、詳細な工事内容については、弊社の申込受付完了後、電気工事店さまや需要者さまを通じて供給エリア事業所までお問い合わせください。

3-2. 新增設申込みににおける注意事項（集合住宅の申込み）



■ 以下の点にご注意のうえお申込みください。

● 集合住宅の新設申込みにについて

- 集合住宅の新設申込みをする場合は、以下の事項を踏まえてお申込みください。
 - 幹線系統図・引込開閉器盤図・平面図を必ず添付してください。併せて、【参考資料 2】（p22：集合住宅容量・件数一覧）へ記入項目をご記入のうえ添付してください。
 - ※ 一建物内のお申込み全数（共用や店舗等も含む）をいただいてから申込受付・設計させていただきます。
 - 建物名・部屋番号を必ず登録してください（未定の場合、仮の建物名を登録）。
 - 建物の正式名称が確定したら、送電前であれば「Web申込システム」の訂正をお願いいたします。送電後であれば「スイッチング支援システム」にて需要者情報変更をお申込みください。
 - 各戸の契約電流上限値（MAX容量）をお知らせください。

● 集合住宅の契約変更・設備変更申込について

- 集合住宅の契約変更・設備変更申込みをする場合は、以下の事項を踏まえてお申込みください。

契約電流（契約容量）を増加させる場合で、契約電流上限値を超過する場合は、電気工事店さまによる内線工事が必要です。

増設等で内線工事が発生する場合は、幹線系統図・引込開閉器盤図を添付してください。

3-3. 新增設申込みににおける注意事項（電圧変更・計器付き・実量契約）



■ 以下の点にご注意のうえお申込みください。

● 低圧→高圧 または 高圧→低圧 への電圧変更申込みについて

- 供給電圧を変更する申込みについては、低圧および高圧双方をお申込みください。
※ 双方のお申込みが揃わないと設計することができませんので、お早めにお申し込みください。
- 申込内容により、工事費負担金を申し受ける場合があります。

● 「計器付→未計器」または「未計器→計器付」となる申込みについて

- 「計器付→未計器」または「未計器→計器付」となる申込みで接続送電サービスの変更を伴う（例：定額接続送電サービス⇔電灯標準接続送電サービス）場合は「定額→従量相互の変更（新設）・（撤去）」にて、接続送電サービスの変更を伴わない（例：電灯標準接続送電サービス）場合は、「契約変更」にてお申込みください。

● 実量契約の場合で主開閉器容量を変更する場合

- 実量契約で電流制限器の取り外しや主開閉器容量を変更する場合は、契約電力が変更となる可能性があることから「契約変更」にてお申込みください。
- 必要に応じて、主開閉器容量の増減設にともなう弊社供給設備の改修工事を行います。**特に主開閉器容量を増加させる場合は、弊社供給設備の増強が必要な場合がございます。**
※ 需要者設備の変更に伴い、弊社設備の増強を実施しないと事故に繋がる可能性がありますので、必ず新增設申込みをお願いいたします。

3-4. 新增設申込みににおける注意事項（電子ブレーカー・複数計量）



■ 以下の点にご注意のうえお申込みください。

● 容量変更を伴う電子ブレーカー新規設置の申込みについて

- 主開閉器契約または実量制（主開閉器より設備電力算定）において、電子ブレーカー新規設置による開閉器容量変更希望の場合は、「契約変更」のお申込みが必要です。
- 申込登録の際、電流監視装置付ブレーカーの設置区分欄「あり」を選択し型式を入力のうえ、電子ブレーカーの適合証明書（100 A 超過の場合は試験成績書）の添付をお願いいたします。

● 容量変更を伴わない電子ブレーカー取替の申込みについて

- 主開閉器契約または実量制（主開閉器より設備電力算定）において、容量変更のない電子ブレーカー取替希望の場合は、「設備変更」のお申込みが必要です。
- 申込登録の際、電子ブレーカーの適合証明書（100 A 超過の場合は試験成績書）の添付をお願いいたします。
※ 電流監視装置ブレーカーの設置区分は選択不可。

● 複数計量の契約変更申込みの場合

- 契約決定方法は実量制契約となりますので、主計器側のアンペアブレーカー取替えおよび計量器（スマートメーター）の電流制限機能（計器SB）の設定変更はできません。
- 設備容量については、主計器側および副計器側各々の開閉器容量より算定いたします。

3-5. 新增設申込みににおける注意事項（負荷設備内訳）



■ 以下の点にご注意のうえお申込みください。

● 負荷設備内容の提出

- 電灯定額接続送電サービスの場合
- 電灯契約（実量制）で主開閉器248A以上の場合
- 動力契約（実量制）で主開閉器143A以上の場合
- 動力臨時接続送電サービスで負荷設備契約を希望する場合
- 特殊な機器（溶接機，レントゲン，水中ポンプ等）がある場合で，低圧による供給を希望する場合は，負荷設備内容を記入し「Web申込システム」へ添付をお願いいたします。この際，**定格出力や消費電力がわかる仕様書**についても添付をお願いいたします。

※ 仕様書が入手できない場合は，銘板等に記載された定格出力をお知らせください。

申込みケース	提出理由
負荷設備契約の場合	・ あらかじめ設定いただいた契約負荷設備から契約電力等を算定するために必要となります。
電灯契約（実量制）で主開閉器248A以上の場合 動力契約（実量制）で主開閉器143A以上の場合	・ 通常は，主開閉器容量から算出した「設備電力」にもとづき弊社供給設備の設計を行います。左記の主開閉器から算定すると50kW以上（高圧での供給範囲）となります。 ・ 使用する負荷設備の合計が49kW以下で低圧での供給可否判定，および弊社供給設備を設計するためにご提出いただく必要があります。
特殊な機器がある場合	・ 溶接機やレントゲン，水中ポンプ等，需要者さまの内線設備や弊社供給設備に影響を与える公算の大きい設備を有する場合は，機器の仕様書等をあわせてご提出いただきます。ご提出いただいた資料をもとに，弊社と電気工事店さまにて技術協議や設計協議を行い，供給方法を決定いたします。

3-6. 新增設申込みににおける注意事項（電気工事店情報・委託工事）



■ 以下の点にご注意のうえお申込みください。

● 電気工事店さまの登録番号・連絡先について

- 内線工事を担当する電気工事店さまを入力してください。
- 受付時、設備情報登録内容について確認するため、必要に応じて電気工事店さまへご連絡させていただきます。
- 供給エリア事業所が供給方法等について協議するため、必要に応じて電気工事店さまへご連絡させていただきます。
- 「**Web申込システム**」上の「電気工事店番号」には、電気工事店さまが弊社（供給エリア事業所）に登録している番号を入力ください。
- 弊社へ電気工事店登録をされていない電気工事店さまが工事を担当する場合は、供給エリア事業所へ電気工事店登録のお申込みをお願いいたします。

● 電気工事店さまが委託工事を希望する場合

- 弊社に引込線関係請負工事店として登録している電気工事店さまが、引込線関係委託工事を希望する場合は、「**Web申込システム**」上の「工事区分」へ「引込請負工事」、「引込請負種別」に希望する工事内容をご選択ください。
- また、【参考資料4】（p24：引込線・計器工事設計書）の添付をお願いいたします。

3-7. 新增設申込みににおける注意事項（有償工事・特例需要場所）



■ 以下の点にご注意のうえお申込みください。

● 有償工事となる場合

- 新設・増設で、無償こう長を超える場合や特別供給設備を施設する場合、または契約変更・設備変更で、増設によらず弊社供給設備の変更が生じる場合※は、工事費負担金を申し受けます。なお、有償工事の場合は、原則として工事着手前に工事費負担金を申し受けます。
※ 工事費負担金を算定するため、工事内容（供給設備および内線設備の変更前後）がわかる平面図・付近図、および単線結線図の添付をお願いいたします。
- 工事費負担金（臨時工事費を含む）については、**原則「Web決済サービス」でのお支払い**をお願いいたします。
- お支払方法が「請求書」の場合、お支払後、小売電気事業者さまより「**Web申込システム**」へ入金連絡をお願いいたします。

● 特例需要場所・電力融通の申込みについて

- 特例需要場所・電力融通の申込みをする場合は、【参考資料5】（p25：特例区域等の適用および需要場所間の電力融通に関する確認書）が必要となりますので、記入項目をご記入のうえ添付をお願いいたします。併せて、**特例区域等と非特例区域当の位置がわかる平面図・付近図、および単線結線図の添付**をお願いいたします。
- 特例区域等への供給に伴い弊社供給設備の施設・変更が生じる場合は、工事費負担金を申し受けます。

3-8. 新增設申込みににおける注意事項（逆潮流が発生しない申込み）



■ 以下の点にご注意のうえお申込みください。

● 逆潮流が発生しない系統連系について(燃料電池・蓄電池等自家発電設備を含む)

- 需要者さまが保有する発電設備を弊社の低圧電線路へ系統連系することを希望される場合で、弊社系統への逆潮流が発生しないときは、次の書類をご提出ください。
 - (Ⅰ) 技術協議票（低圧共通様式）
 - (Ⅱ) 低圧電線路への系統連系協議依頼票
 - (Ⅲ) 保護機能の整定範囲および整定値一覧表
 - (Ⅳ) 単線結線図（漏電遮断器の仕様を記載したもの）
 - (Ⅴ) 小型分散型発電システム用系統連系装置認証証明書（写）（※認証登録品の場合）
 - ※ 認証登録品以外の場合は追加資料が必要となります。
- 技術協議により、逆電力継電器（R P R）を設置していただくことがあります。
- 売電有無に関わらず逆潮流が発生する場合は、買取先に応じた発電側申込みが必要となります。

3-9. 新增設申込みににおける注意事項（内線工事なしの申込み）



■ 以下の点にご注意のうえお申込みください。

● 内線工事を伴わない申込みの申込内容と申込種別について

以下の申込みは「**Web申込システム**」からお申込みください。

- 内線工事を伴わず、契約決定方法を変更する申込み（申込種別：契約変更）
- 内線工事を伴わず、接続送電サービスを変更する申込み（申込種別：サービスメニュー変更）
- 内線工事を伴わず、アンペアブレーカー契約において、契約電流の変更がなく、アンペアブレーカーを取り外し計量器（スマートメーター）の電流制限機能（計器SB）で設定する申込み（申込種別：設備変更）
 - ※ アンペアブレーカー契約において、契約電流を変更する申込みは、「**スイッチング支援システム**」（申込種別：アンペア変更）からお申込みください。

● 接続供給開始希望日について

- 申込みに伴う作業等の希望日は「**Web申込システム**」の接続供給開始希望日へ入力ください。
 - ※ 接続供給開始希望日は、3営業日＋2暦日が最短日となります。
- 接続供給開始希望日は100日以内でお申込みができます。
 - ※ 101日以上先を入力し一時保存とした場合、申込登録が不可（一時保存から進められない）となりますのでご注意ください。
- 申込み後に申込内容の変更や接続供給開始希望日の変更をする場合は、「**Web申込システム**」にて一度申込みを取り消しいただき、再度お申込みください。

3-10. 新增設申込みににおける注意事項（内線工事なしの申込み）



■ 以下の点にご注意のうえお申込みください。

● 申込み例と現地での作業等について

<申込み例①>

【対象申込】

アンペアブレーカー契約から主開閉器契約または、主開閉器契約からアンペアブレーカー契約へ変更する申込み（申込種別：契約変更）

- 計量器の容量によっては、現地にお伺いし作業が必要となる場合がございます。
- 変更後が主開閉器契約の場合は、現地にお伺いし開閉器容量を確認いたします。

<申込み例②>

【対象申込】

実量契約からアンペアブレーカー契約へ変更する申込み（申込種別：契約変更）

- 設備状況に応じて、計量器のお取替えやアンペアブレーカー取り外しが発生するため、現地にお伺いし作業が必要となる場合がございます。

※ 変更後アンペアブレーカー契約の契約電流が、既存のアンペアブレーカー容量または計量器（スマートメーター）の電流制限機能（計器SB）と同一の場合は、現地へのお伺いがございません。

<申込み例③>

【対象申込】

アンペアブレーカー契約において、アンペアブレーカーを取り外し計量器（スマートメーター）の電流制限機能（計器SB）で設定する申込み（申込種別：設備変更）

- アンペアブレーカーを取り外しするため、現地にお伺いし作業いたします。

4-1. 本資料に関するお問い合わせ先（小売電気事業者さま）



【問い合わせ先】 小売電気事業者さま向け

テプコ・ソリューション・アドバンス株式会社 荒川ネットワーク受付センター

※ 弊社は、東京電力パワーグリッド株式会社ネットワークサービスセンターの新增設【低圧需要側】業務を受託し、運営しております。

メールアドレス：arakawa-pg@tepcoco.jp

電話：03-3509-1709（代表）

※ ダイヤル後、「1」を選択し、その後「1」を選択

振分番号		アナウンス内容	
第一階層		第二階層	
1	電気のご使用に関するお申込みについて	1	低圧について
		2	低圧以外について
2	発電に関するお問い合わせについて	1	特別高圧について
		2	高圧について
		3	低圧について
		4	卸供給について
3	託送料金の請求や計算に関するお問い合わせについて		
4	託送供給等約款、新たな託送供給の開始に関する問い合わせについて		
5	それ以外について		
6	もう一度お聞きになる場合について		

4-2. 本資料に関するお問い合わせ先（電気工事店さま）



【問い合わせ先】 電気工事店さま向け

弊社HP「事業所一覧・事業所検索」よりご確認のうえ、ご連絡をお願いいたします。

＜事業所一覧・事業所検索URL＞

<https://www.tepco.co.jp/pg/company/summary/area-office/>

振分 番号	アナウンス内容
1	Web申込システムの操作方法に関するお問い合わせ
2	落成のご連絡
3	低圧の工程変更のご連絡
4	臨時撤去のご連絡
5	再生可能エネルギー発電関連のお問い合わせ
6	高圧の工程に関するお問い合わせ
7	当社設備の移設等に関するお問い合わせ
8	その他ご相談

参考資料 1. 申込内容別の提出書類について



【凡例】「○」：提出要 「空白」：原則不要

※ ただし、ここで指定する提出書類以外にも、必要に応じて資料の追加等をお願いすることがあります。

申込内容 提出書類	電灯定額接続送電サービスをご希望の場合 (※ 1)	動力（実量制）で主開閉器容量が143A以上となる場合、臨時契約（動力）で負荷設備契約を希望される場合、または特殊な機器（溶接機、レントゲン等）がある場合 (※ 2)	集合住宅	二世帯住宅	契約電力（設備電力）が、電灯25kVA以上（臨時電灯の主開閉器契約25kVAは除く）場合、または動力39kW以上（臨時電力の主開閉器43kWは除く）場合	地中引込等、特殊な引込方法（小柱経由等）の場合、または契約変更・設備変更等で、増設によらず弊社供給設備の変更が生じる場合	引込請負工事を希望する場合	特例需要場所および電力融通を希望する場合
負荷設備内容	○	○						
負荷設備の仕様書	○	○						
幹線系統図・引込開閉器盤図			○					
平面図 (※ 3)			○	○				○
集合住宅容量・件数一覧 【参考資料 2】			○					
組合せ計器（低圧変流器）取付状況確認票 【参考資料 3】					○			
付近図（供給柱から引込線取付点を確認できる資料） (※ 4)						○		○
引込線・計器工事設計書 【参考資料 4】							○	
特例区域等の適用および需要場所間の電力融通に関する確認書【参考資料 5】								○

【備考】

※1 変更する契約が電灯定額接続送電サービスである場合も提出が必要。

※2 実量制（電灯・動力ともに）で主開閉器容量より算出する容量と、設備電力が異なる場合も提出が必要。

※3 需要場所の合併・分割が生じる場合は提出が必要。

※4 契約変更・設備変更等で弊社供給設備の変更が生じる場合は、工事内容（供給設備および内線設備の変更前後）がわかる平面図・付近図・単線結線図の提出が必要。

参考資料 2. 集合住宅容量・件数一覧



● 集合住宅の新設申込時に添付ください。

- 集合住宅等，同一建物に対して複数件の新設申込みは，設備構築に建物全体の容量等が必要となります。



https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/demand/web/pdf/syuugouzyuutaku_r.xls

東京電力パワーグリッド株式会社 宛

※ 色塗（黄色）部分の項目をご記入ください。

集合住宅容量・件数一覧【記入例】

需要場所住所				Web申込システムへ登録を行う 需要場所住所をご記入ください	
東京都千代田区内幸町1丁目1番3号					
需要場所建物名（カナ）				Web申込システムへ登録を行う 需要場所建物名（カナ）を	
ウチサイワイチョウマンション					
※ 申込時、建物名や号室（部屋番号）を仮称で申請いただく場合は、送電日までに正式名称を小売電気事業者さまへ申請いただくようお願いいたします。					
用途 （プルダウン選択）	線式（単相・三相） （プルダウン選択）	最大容量（電力）		件数	
共用	単相2線	3	kVA	1	件
共用	三相3線	20	kW	1	件
非常用	単相3線	2	kVA	1	件
非常用	三相3線	15	kW	1	件
住戸	単相3線	3	kVA	50	件
店舗	単相3線	4	kVA	2	件
店舗	単相3線	20	kVA	2	件
事務所	単相3線	10	kVA	3	件
事務所	単相3線	20	kVA	3	件
事務所	三相3線	10	kW	1	件
事務所	三相3線	10	kW	1	件
設備構築に建物全体の容量が必要となりますのでご記入ください		設備構築に建物全体の件数が必要となりますのでご記入ください			
合計				66	件

事前協議番号

123456

地中引込等，事前協議を実施されている場合は
事前協議番号をご記入ください

参考資料 3. 組合せ計器（低圧変流器）取付状況確認票



● 組合せ計器の設置が必要となる申込時に添付ください。

- 組合せ計器（低圧変流器）の取付となる契約
 - ・ 電灯25kVA以上（ただし、臨時電灯の主開閉器契約25kVA〔契約主開閉器が125A〕は除く）
 - ・ 電力39kW以上（ただし、臨時電力の主開閉器契約43kW〔契約主開閉器が125A〕は除く）



https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/demand/web/pdf/kumiawas_eki20230201.xls

[組合せ計器（低圧変流器）取付状況確認票]

申込番号	1234567899999
需要者名	東電 太郎
需要場所	東京都千代田区内幸町1-5-3

組合せ計器（低圧変流器）の取付状況について当用紙にてご確認させていただきます。

ご記入をお願いいたします。

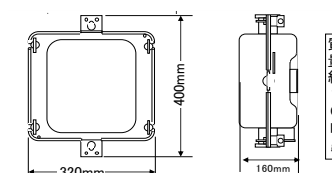
※組合せ計器（低圧変流器）の取付となる契約

・電灯25kVA以上（ただし、臨時電灯の主開閉器契約25kVA〔契約主開閉器が125A〕は除く）

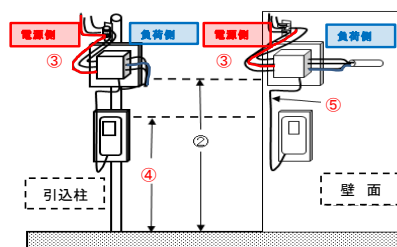
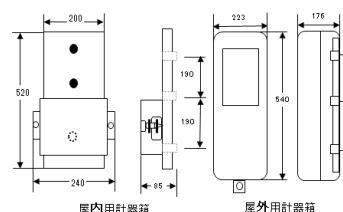
・電力39kW以上（ただし、臨時電力の主開閉器契約43kW〔契約主開閉器が125A〕は除く）

※下記によりがたい場合は、工事着手前の段階で東京電力パワーグリッドと協議させて頂くものとします。

①	変流器・計器 取付位置 ○印	引込柱	○	壁面
		その他 * 施設状況を記入下さい()		
②	変流器 取付高さ	(2.2) m	CTの下端を2.2m～2.5mの範囲として下さい。	
③	変流器前後 の配線	露出 (隠ぺい) ○で囲む	原則として、変流器の左側を電源側、右側を負荷側となるよう施工して下さい。 * 隠ぺい配線の場合は漏洩防止のため配線に電源側・負荷側の表示を取り付けをお願いします。 実施項目にチェック ⇒ CT左側を電源、右側を負荷となるよう施工する 現地配線に電源側・負荷側の表示を取り付ける	
④	計器取付高さ	(1.8) m	屋外用計器箱の上端を1.8m～2.2mとして下さい。 * 屋内用計器箱については施工場所により条件が異なります。不明点はご相談下さい。	
⑤	7芯ケーブル	(5) m	20mを超える場合、計量器検定に時間を要する場合があります。 * おおむね3ヶ月程度	
		露出 (隠ぺい) ○で囲む	7芯ケーブルを交換可能な状態として施工して下さい。 * 隠ぺいの場合、配管等ケーブルの抜き差しが可能な状態で施工して下さい。	
⑥	計器取付箇所 ○印	露出箇所	「屋外用計器箱」を取り付けます。	
		その他 キャビネット内等	「屋内用計器箱」を取り付けます。十分なスペースを確保して下さい。	
⑦	変流器 (CT) ・計器取付板 ○印	変流器 (CT)	下記寸法の変流器 (CT) を取り付け致します。 十分なスペースのある、板などをご用意下さい。	
		計器	下記寸法の計器箱を取り付け致します。 十分なスペースのある、板などをご用意下さい。	



注意！
BOやVBOなどに施工する場合、使用する電線により有効スペースが異なります。
有効スペースは必ず十分余裕をもって施工をお願いします。



【その他特記事項】

参考資料 5. 特例区域等の適用および需要場所間の電力融通に関する確認書



● 特例需要場所および電力融通の申込時に添付ください。



<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/demand/web/pdf/tokureikui0426.xlsx>

● 特例需要場所適用に関する概要資料はこちらをご確認ください。



https://www4.tepco.co.jp/pg/consignment/demand/web/pdf/fukusu_hikikomi.pdf

(記入例)

2021年4月30日

東京電力パワーグリッド株式会社御中

特例区域等の適用に関する確認書

託送供給等約款14(4)に規定される特例区域等の適用について以下のとおり申し込みます

1. 特例区域等	
需要者名・発電者名	〇〇工業株式会社
所在地	東京都千代田区内幸町1-5-3

2. 申込内容	
災害による被害を防ぐための措置	災害による被害を防ぐための措置・温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置
☐ 避難場所への空調の設置	☒ EV等急速充電器・普通充電器の設置
温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置	
☐ 再エネ (FIT) の設置	☐ 再エネ (FIT以外) の設置
☐ 信号機柱への5G基地局設置	
電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置	
☐ データセンターへの引込	

3. 設置する設備
E V 普通充電器

4. 確認事項	
☒	特例区域等に設置する電気工作物および関連設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令を満たす設備である。
☒	特例区域等に設置する電気工作物および関連設備は、新たに設置する設備である。
☒	特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されている。
☒	特例区域等と非特例区域等の電気工作物が電氣的に接続されていない。
☒	特例区域等の配線が、非特例区域等の配線と識別可能なように施設されている。
☒	当社が非特例区域等における業務を実施するため、託送供給等約款42(発電場所および需要場所への立入)による業務の実施に準じて、特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することに合意する。
☒	特例区域等の点検等のため、構内に立ち入る場合は、非特例区域等の電気工作物の設置者等が立ち会うなど、アクセスが認められるとともに誤認による事故等が発生しないように予め申し合わせがなされている。
☒	特例区域等と非特例区域等に設置する電気工作物の設置者が同一である。
☒	特例区域等と非特例区域等の主任技術者は同一の主任技術者である(自家用電気工作物の場合)。
☒	特例区域等への供給に伴う工事を契約者または発電契約者が負担する。
☒	特例区域等が低圧(一般用電気工作物)、非特例区域等が高圧以上(自家用電気工作物)にて供給となる場合、自家用使用区域図から特例区域等の除外する申請が必要か国に確認する。
特例区域等と非特例区域等との電力融通する場合のみ記載	☐ 系統停電時に電力融通する場合、次のいずれかの要件を満たしている。 (イ) 電力融通していないときは、特例区域等と非特例区域等が電氣的に接続されていないが、電力融通のときは特例区域等と非特例区域等が確実に系統から切り離されている状態に置ける。パワーコンディショナーに付属する専用コンセント等を活用して、独立した回路で非常用発電設備として電力を使用すること。 (ロ) 電力融通していないときは、融通先の屋内配線と融通元の電気工作物が電氣的に接続されていないが、電力融通のときは電気主任技術者や電気工事士の監督・指導の下、特例区域等と非特例区域等が確実に系統から切り離されている状態に置ける。特例区域等と非特例区域等とが電氣的に接続されるようインターロック機構を採用していること。

5. 主任技術者	
主任技術者(会社名・氏名)	◇◇協会
主任技術者(連絡先)	03-1234-5678

6. 原需要場所の情報	
需要者名	△△商事株式会社
所在地	東京都千代田区内幸町1-5-3
供給地点特定番号	0310112012345678901234
申込番号	12434567890

※ 特例区域等と非特例区域等の位置が分かる平面図や、単線結線図をあわせて提出してください。

本申込書を受領する一般送配電事業者は、接続供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。



【参考】 低圧需要側の接続送電サービス および契約決定方法について

参考 1. 接続送電サービス



■ 接続送電サービスは以下のとおりです。

使用期間	接続送電サービス	対象の契約容量・契約設備電力等
1年以上 (本設)	電灯 定額接続送電サービス	～400VA
	電灯 標準接続送電サービス	0.5kVA (5A) ～49kVA
	電灯 時間帯別接続送電サービス	0.5kVA (5A) ～49kVA
	電灯 従量接続送電サービス	～49kVA (自己託送のみ)
	動力 標準接続送電サービス	～49kW
	動力 時間帯別接続送電サービス	～49kW
	動力 従量接続送電サービス	～49kW (自己託送のみ)
1年未満 (臨時)	電灯 臨時定額接続送電サービス	～3kVA
	電灯 臨時接続送電サービス	4kVA (40A) ～49kVA
	動力 臨時定額接続送電サービス	～5kW
	動力 臨時接続送電サービス	6kW～49kW

参考 2. 契約決定方法



■ 契約決定方式は以下のとおりです。

種類	概要
アンペアブレーカー契約 (計器SB契約)	計量器（スマートメーター）の電流制限機能（計器SB）により、契約電流を決定する方法。 ※ <u>この場合、5 A・10 A・15 A・20 A・30 A・40 A・50 A・60 Aのいずれかとなります。</u>
アンペアブレーカー契約 (SB契約)	アンペアブレーカー（SB）の容量（電流値）にもとづき契約電流を決定する方法。 ※ <u>電灯のみに適用となりますが、現在、新規のアンペアブレーカー取付は行っておりません。</u>
主開閉器契約	契約主開閉器の容量（定額電流値）をもとに所定の算定式により契約電力等を決定する方法。
回路契約 (負荷設備契約)	同一業種の1回路あたりの平均負荷設備容量にもとづき契約電流・契約容量を決定する方法。 ※ <u>電灯臨時定額・電灯臨時のみ適用となります。</u>
負荷設備契約	需要者の電灯・小型機器または動力機器（契約負荷設備）の容量にもとづき、所定の算定式により契約電力等を決定する方法。 ※ <u>定額契約・臨時契約のみ適用となります。</u>
実量契約	当月を含む過去1年間の各月の最大需要電力のうちで最も大きい値を契約電力とする方法。

参考3. 各接続送電サービスにおける契約決定方法



■ 契約決定方式は以下のとおりです。

接続送電サービス：契約期間1年以上

	電灯			動力
	～0.4kVA	0.5kVA～6kVA	7kVA～49kVA	～49kW
料金	定額制	従量制		従量制
選択できる 契約方法	負荷設備契約	計器SB契約 主開閉器契約 実量契約	実量契約 主開閉器契約	実量契約 主開閉器契約

臨時接続送電サービス：契約期間1年未満

	電灯			動力	
	～3kVA	4kVA～6kVA	7kVA～49kVA	～5kW	6kW～49kW
料金	定額制	従量制		定額制	従量制
選択できる 契約方法	負荷設備契約 回路契約	負荷設備契約 回路契約 計器SB契約 主開閉器契約	負荷設備契約 回路契約 主開閉器契約	負荷設備契約 主開閉器契約	負荷設備契約 主開閉器契約